

717 独逸法学界近況

〔『法学新報』第32卷8(368)号 大正11年8月1日〕

○独逸法学界近況 中央大学より独逸に留学したる中村武君は引続きライプチヒ大学に於て研学中なるか中央大学佐藤理事に寄せられたる近信に依れば独逸法学界の近況を知るに足るへし即ち左の如し

第一信

早いもので御別れして以来既う半歳になりました、皆様何れも御壮健にて御暮しの事と存します、尚ほ母校も益々隆盛に赴き近く図書館の大建築も竣工致す由御同慶の至りで御座います。小生昨年来より当地ライプチヒ大学に入学致したる事は先きに申上げた事と存じます、一九二一年の冬の学期は本年三月初めに終了し一九二二年の夏の学期は四月末より初る訳にて今や各教授の講義割等掲示板に貼出され学生は其周囲に蝟集致して居ります。私は浅い私の観察から以下当独乙の法学界の趨勢学校

制度の様殊に大学（主として法科の）近況等の概要を申上げて見たいと思ひます、素より不完全なものであります但多少なりとも先生及諸兄等の御参考とも成れば望外の幸であります。

第二信

先づ手近いライプチヒ大学に就いて述べます。

然し之に付ては曩に齋藤常三郎氏が法律新聞に通信致して居ります故重複しない程度に於て書く事に、御承知の如く独逸の大学は冬夏の二学期を以て一年を区別して各学期毎に講義を新にしてゐる、先の冬の学期は一九二一年十月十七日に初り一九二二年三月十五日に終つた今年の夏の学期は一九二二年四月十九日より八月十五日迄と規定されてはゐるが實際は規定より一、二週間遅く開始し一、二週間前に閉講するを例としてゐる入学期は通常学期の初より六週間以内である（例外として其後でも学長の銓衡に依つて許される小生も其例外の一人であつた）。

学部は神学部、法学部、医学部、哲学部の四部に分れてゐる、一九二〇—二一年の冬、夏の学期を通しての学生の数七千拾一人に及んでゐる。

今法学部に於ける課程の編制教授の受持講座を示するに（本年の夏の学期表による）左の通りである繁をいとはず挙示する。

一、法学研究法に就て

スタイン教授

学期初め約五時間（公演）

二、法学通論

自月曜日 至木曜日 八時—九時（私講）

三、羅馬法史並に羅馬民訴法

シユミツド教授

自月曜日 至木曜日 十時—十一時（私講）

ジーバー教授

四、羅馬私法論

自月曜日 至木曜日 七時—八時

及金曜日七時—九時（私講） コーシヤカー教授

五、独乙法史

自金曜日 至土曜日 十時—十二時（私講）

アルフレッド、シユルツ教授

六、独乙私法原論

自月曜日 至木曜日 四時—五時（私講）

ノイベルト教授

七、独乙の法的生活

月曜 六時—七時（公講） フレーリツヒ教授

八、民法通論（初学者並に法科以外の為め）

月曜火曜木曜 十二時—一時（私講）

シユワルツ教授

九、債権総論

月曜ヨリ 木曜マテ 九時—十時（私講）

シユワルツ教授

一〇、民法総論

同上 八時—九時（同）

コーシヤカー教授

一一、債権各論

金曜日 土曜日 九時—十時 (同) シユワルツ教授

一二、物権法

自月曜日 至木曜日 七時—八時 (同)

イエーガー教授

一三、親族法

同 上 十時—十一時 (同)

エングレンダー教授

一四、相続法

同 十一時—十二時 (同)

ジーバー教授

一五、国際私法

金曜日 十時—十一時 (私講) エングレンダー教授

一六、社会保険法 (公法的保険の基礎)

自月曜至木曜 十一時—十二時 (私講)

ヤコビー教授

一七、民法及商法上に於ける売買法

土曜日 十時—十一時 (私講) エングレンダー教授

一八、労働者保護法

金曜日 十一時—十二時 (私講) ヤコビー教授

一九、索遜民法

金曜日 七時—八時 (私講) イエーガー教授

二〇、商事取引に付主要なる民法論 (法科以外ノ為メ)

土曜日 十一時—一時 (私講) エーレンベルヒ教授

二二、商法、手形、船航法^(マテ)

月曜ヨリ金曜迄 四時—五時 (私講)

シユルツエ教授

二三、営業保護法 (特許法商標記号不正競争法ヲ含ム)

金土曜 九時—十時 (私講) エングレンダー教授

二四、独乙刑法 (総論)

月曜ヨリ木曜迄 八時—九時

金曜七時—九時 (私講) エクスナー教授

二五、刑事政策学 (主として犯罪の原因鎮圧予防)

火曜及木曜 九時—十時 (私講) 同 教授

二六、刑事学 (実相捕捉法、探偵法、証拠蒐集法等、指導写真を以て)

火曜木曜金曜 四時—五時 (私講) ボーネ教授

二七、刑法各論

月曜 五時—六時 (公演) スタイン教授

二八、民訴一部 (判決手続)

月曜ヨリ土曜マデ 十一時—十二時 (私講)

二九、民訴二部 (強制執行法破産法) 講義案に基き講ず

月曜ヨリ金曜マデ 八時—九時 (私講) スタイン教授

三〇、民訴及刑訴法に於ける証拠法

金曜 十二時—一時 (私講) イエーガー教授

三一、刑事訴訟法

金曜 十二時—一時 (私講) スタイン教授

三二、刑事訴訟法

金曜 十二時—一時 (私講)

月曜ヨリ金曜マデ 九時—十時 (私講)

シユミツド教授

三一、教会法及婚姻法

同上 (私講)

アルフレッドシユルツ教授

三二、中世記(マゼ)に於ける都市と教育に就て

月曜日 五時—六時 (私講) フレーリツヒ教授

三三、一般国法学

月曜ヨリ木曜迄 七時—八時 (同) ヤコビー教授

三四、独乙国法及地方法

月曜ヨリ金曜マデ 十時—十一時 (同)

シユミツド教授

三五、独乙行政法 (普国法索遜国法との比較)

月火金曜 十時—十一時

及土曜九時半—十一時 (私講) エーシエイ教授

三六、索遜国法及行政法

金曜日 十一時—一時 (同) アペルト教授

三七、扶助法 (貧民保護法)

土曜日 十二時—一時 (同) エーシエイ教授

三八、国際法

月曜日 木曜日 十二時—一時 (同) ヤコビー教授

右の外法学概念思考誘導の爲め、羅馬私法論、独乙法史民法、農業法、労働法、商、刑、民訴等の演習は各一週間に一時間位教授指導の下に口頭及書面によりて爲される尚此処の大学には

公法研究室、保険法学研究室、労働法研究室あつて前記諸教授が特に専攻者の爲めに指導する設備がある。

前記諸教授の中スタイン氏はガワプスタンのコンメンタールの著者として、エーレンベルヒ氏は同氏の商法全書の代表者イエガー氏は其破産法の著者とし何れも夙に日本に知られた学者である。

右記の如く当国の大学教授は少きも二三多きは五六の課目を受持ち居る事は注目すべき事であつて其意見研究の一局部に偏らず公平な思想見地を修め得るは羨しき次第である。

第三信

御承知の如く独乙にはベルリン、ライプチヒ、ミュンヘン等全国に十四の大学あり夫等の中の学生人員は伯林の約一万三千ミユンヘンの約一万六百、ライプチヒの六千七百を初めとしてロストツクの一千四百九十四人を最小として各大学約三、四千人を收容して神法、医、哲 (哲学、言語学、数学) の四学部に分たれてゐる、各大学共約一割位は女子の聴講者を以つて占めてゐる、即伯林に於ける女子聴講千三百四十一人、ミュンヘンには千五十八人、ライプチヒには三百六十八人の統計である 尚各大学には相当の外国人を收容して居る事は勿論ではあるか数字の正確は不明である、各大学には運動部病養資金住宅課、学生世話掛あつて学用品弁当を廉価にて供給する組織が設けられてある (一九二一—二二の大学年鑑による) 教科目に付ては各大学一定しては居ないが大体は前記の四学部に分れ殊に其哲学部に哲学、数学、自然科学、国家学、経済学、歴史、地理、

音楽、考古学、美術史、言語学語学及文明化学（これは各学部の学生聴講し得る）公演、大学教育案内等の諸分科を有してゐる（伯林大学一九二二、夏の講義表に依る他の大学も大差はない）神学部、医学部に就いては大した参考にもなるまいと信じ、茲には之を省略します大学生は六学期（三年間）修了の上ドクトル論文を提出する（医科は八学期）之に通過したものが所謂ドクトルを称し得る訳である。

校風と称するものは此方の大学には特筆する事もないやうに思ふ、然し各大学（）に應じ特殊の研究室を有して居て一流の大家に依つて指導されてゐる例へば伯林には刑法研究室があつて故リスト教授之れを指導し、ライプチヒには労働法、保険法の研究室があつてヤコビー、エーレンベルヒの二氏各これを指導して居るキールにはパツペンハイム氏の海法研究室がある。

各大学には大抵一、二名位は日本にも有名な教授がある（法科に付ていふ）試みに之を挙示すれば伯林にはスタムラー教授キツプ教授及ボルンハツク、ヌスバウム氏、ミュンヘン大学にはペーリング及ガライスコザツク教授あり、（ライプチヒに付ては前述するたによつて省略）ボン大学にはチーテルマン氏あり、ゲツチンゲン大学にはエルトマン氏あり、ハーテルベルヒ大学にはエンデマン、リソエンタール氏あり、ハンブルヒにはリープマン氏、キール大学にはオペンハイム氏等あつて各得意の学科に付て其大学を代表してゐる観がある。

大学に続いて一言すべきは高等商業、工業学校である。独逸にては大学には商科、工科は何れも設けられて居ない、從

つて之れに関する最高学府と謂えば高等商業学校高等工業学校である、これは商業工業共に実用を主とする課程であるといふ主張に基づくのである、今参考のためライプチヒ高等商業学校の一九二一—一九二二年の冬学期の課目表に眼を洒せば、

一、国家学

新聞紙制度の比較研究、經濟政策、保險学、財政学、貨幣銀行論、經濟実習、統計通論、經濟原論、實用國民經濟学、社会主義及社会運動、經濟及社会政策演習、社会政策。

二、法律学

法学通論、商法、私保險法、一般政治学、商法実習、独国法及地方法独逸行政法（附普国法及索遜法）營業仲裁法、強制執行法、破産法、著作權法、並に出版契約法、有価証券法、民法通論、社会保險法、索遜国法、國民学。

三、地理歴史

貿易論、地交、南米地誌、歐洲經濟地理、天然地理、（經濟上より見たる）伊国誌、地理通論、ドナフ地方誌、十九世紀以後に於ける独逸經濟史。

四、工芸学

実験自然化学通論、化学工芸（砂糖、澱粉、醱酵学、脂肪石鹼等）細胞及紙、工芸通論。

五、哲学、教育

古代より現代に至る迄の哲学史通論、現代哲学論、心理学、教育心理学、才能及適格試験法並に職業忠告法、教育

提要、教育史、教員保健に就て、演説及修辭学（併に実習）現代に於ける主たる政治的思潮、十八、九世紀に於ける独逸文化史、英国史、一般農業経営論、独逸農産の供給並に其将来、職業及社会衛生学、社会施設、十八世紀に於ける独逸文学史（並に一八三〇以後より現代迄）^{（主）}土耳其語、羅典語、ユーゴスロバキヤ語、ルーマニヤ語、ブルガリヤ語、支那語、和蘭語以上語学は（主として文法並に演習）

以上は主として大学の講義と同一であつて大学生と一緒に聴講する事になつてゐる。

六、商業学

商業論、工場経営論、財政、工業経営論、経営業管理法、商品学、広告学。

七、商業数学

商業算術、銀行算術、取引所商品数学、保険数学等。

八、簿記

九、商業通信（独仏、英、西）並に会計等

一〇、保険、租税、職業保護法、工業

一一、商業教員研究室

一二、語学（仏、英、西、伊語、露語、 에스ペランド語）

一三、速記法、一四体育

以上大体六一―一四は高等商業特有の課目である。

高等工業学校に付ては参考する所少なきを以て之を省く。

独逸の大学高等商業、工業学校は何れも官立である、これは日

本や英米国のやうに私立校の發達した国とは教育の歴史、民族の特性等を異にしてゐる故一概に其可否は断する訳には行かないと考える。終りに独逸の学制を一言しやう。

独逸の義務教育は日本と同じく児童満六歳に達したる時から始まつて、八年間は小学校に学ばねばならない、尚其後十八歳迄補習学校に通ふ（或は他の上級学校に通ふ）べく義務付けられて居る（一九一九年八月十一日独逸新憲法第四百五十五條参照）十四歳にして小学校を出たる者又は十歳にして試験に及第したる者は進んでギムナジウムに入学して九年間教育される（羅典語、ギリシヤ語、地理歴史、語学、独仏英）数学自然科学、宗教学、音楽、体育、図画学習）扱て其後大学に於て前記の如く三年乃至五年留つて研究する従つて通常二十四五歳で学校生活から逃れる訳合である。

第四信

私は更に進んで独逸の学界の趨勢を述べる筈であるが其時間の無い事を悲しむ、然し一言注意すべき事は当国の法学界は戦後の社会世相の大変化の為に従来の研究方向から転化した事実である、例えば一九〇〇年前後から一九一〇年頃は独逸法学界の爛熟期であつたらう、それが大戦前後に続々として名教授碩学逝いて之れに代る新人は未だ現れない、フォンリスト氏、ヨセフコーラー氏カールレーマン氏、オットーギールケ氏等の如き学者は当分は現れまいと思はれる。

学問殊に社会制度を前提とする法律学が此乱れた当国に於て一頓挫……少くとも戦前の光輝燦爛たる独逸法学に比して見劣り

のする事は自然の理である、戦後に於ては大註釈書大教科書の新しく出版された事は殆どない、大抵は戦前出版のものを修正、増訂して版を重ねて行くに止る、羅馬法論、法制史の研究、自然法、社会法等の研究に付て新しい著作は殆ど絶無と言つても可いであらう、世相はそうした基本的な或は腕曲な解釈をしてゐる間に新しい法律の制定を要求する従つて法令雨下とは正に当今の此地の状態であらう、従つて今日發布実施した法令が一週間経ざる間に忽ち廃止になつたやうな例は絶無ではない今私しの机上にある六法全書を採つて驗して見るに所謂戦時法経過法章下の中の主要な法令を数え上げて尚五十四を以て数えられる程である、従つて是等の特別法及労働法、社会法に関する論文著書は可成り多く毎月の雑誌に見受けられる。然し乍ら基本的の研究か絶無と言ふのではない、殊に私法に干しては法律学と経済学との接合が唱道されて来た事は見逃すべからざる現象であつて現に月沈原大学の教授ミュラエルツバツハ氏の近著独逸商法論の如きは従来の商法論と行方を異にする点少からず巻首より五十七頁迄は殆ど経済史を續むの感がある「本書は殊に経済的見地よりして有価値の著である」とはライプチヒ大学の教授アレフレッドシユルツエ氏の推賞した言である。

追伸

佐藤先生！

以上簡短乍ら通信致候

尚ほ追つて申上度きは我大学にては既に図書館の落成も致した

る事なれば此際之が充実及専任教授の養成等に御努力の程を願上候教授養成の事に就きては此処に申迄もなき事にて最早其必要論より実行の時にて候希くは十分の敢行あられ度候次に図書館なるが大学にして図書館の完備なき時は其名ありて実なきものにて候、こは小生当地に参り熟々感じ候、独逸大学大審院の如き司法省議會等に於ける当地の図書館の完備せるは羨しき限にて候かくてこそ学者實際の研究も十分に出来偉大なる著作も現るる次第に候我大学は曩にビルクマイヤー文庫を失ひて以来専心図書の蒐集に熱中し尚ほ末松文庫の寄贈、松岡博士の独逸より買集めの書可成多数に上りし事と存じ候も未だこれにて充分とは申されまじと推察申候。

帝国大学にはコーラー博士文庫商大にはギールケ博士の文庫と各蔵置あるも今や我校には是に比肩すべき文庫の欠き居る事は残念至極にて候小生は是非共我校にも一つ位は当地名教授の文庫を移し度しと考え候。

ギールケ文庫は三千五百磅にて買求めし由、目下は昨年死亡したるミツタイス教授（ライプチヒ大学の羅馬法、私法の教授）の文庫を三万三千磅にて当地フオック書籍店より売物になり居り候要するに四万円にて一文庫を求められる訳に候、勿論文庫の買付に付ては他人殊に英米の図書館の競争本屋との交渉其他幾多の困難横り居り候へ共之を排し勝を得る事必ずしも不可能にあらず候、潜越乍ら小生柴田兄等当地に在留中一文庫を母校の為に買付け度きものと常に語り合居候。

次に小生の為め御願申し度きは法学新報毎号当方に御面倒乍ら

送付願上度儀にて候、当地に参りて以来故国の学界の事情に日
に／＼疎くなり候斯ては帰朝後に困難を感じるのみならず当地
にて研究考察の場合に我国学界の事情に暗き為無益の勞を敢て
する惧も有之候次第に付き何卒前記の如く御取計願上度候。

小生昨今は毎日大学の講義、仏語、羅典の研究等に追はれ勝ち
にて多忙の時を過し居り候其為にか体も至つて健全にて候、柴
田君も只今はゲツチンゲンにて研究の様子にてこれ又元氣にて
候末筆乍ら先生の御健康を祈り母校の益々発展せん事切望致
候、尚職員諸氏には何卒可然御言付け願上候 勿々

大正十一年五月九日

独逸ライプチヒにて

中村 武

佐藤先生

侍史

追而小生宛の郵便物は従前の如く伯林日本大使館氣付に
て願上候